

鹿児島市交通局ホームページ広告掲出要領（平成18年8月9日制定）

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島市交通局のホームページ（以下「局ホームページ」という。）の広告（以下「広告」という。）の掲出に関し、鹿児島市交通局広告取扱規程（昭和62年交通局規程第4号）に定めるものの外、必要な事項を定めるものとする。

（掲出数）

第2条 広告の掲出数は、5以内とする。ただし、鹿児島市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

（掲出規格）

第3条 掲出する広告は、バナー広告（クリックすることにより広告掲出者のホームページにリンクする画像）とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

（1）大きさ

縦 60ピクセル

横 180ピクセル

（2）容量

10キロバイト以下

（3）画像の形式

G I F形式（アニメーションG I F形式を含む。ただし、その切替え・点滅の間隔が極端に短いと認める画像は不可とする。）

（掲出位置及び順序）

第4条 局ホームページ上の掲出位置及び順序は、管理者が指定する。

（掲出期間）

第5条 広告の掲出期間は、原則として毎月1日から末日までとする。

2 連続して掲出する期間は、原則として12月以内とする。

3 広告の掲出開始時間は掲出開始日の午前8時から午前11時までの間とし、掲出終了時間は掲出終了日の翌日の午前8時から午前11時までの間とする。

（デザイン）

第6条 局ホームページ掲出後の広告のデザイン変更は、原則としてこれを認めない。

（料金等）

第7条 掲出の料金を算定する単位は1枠1月とし、その料金は3,240円とする。ただし、5枠を一括して掲出する場合は、この限りでない。

（募集方法等）

第8条 募集の方法は、原則として先着順とする。ただし、前条ただし書きの場合は、別に定

める方法により募集を行うこととする。

2 申込期限は、前条ただし書きの場合を除き、掲出開始日前2週間までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの外、広告の掲出に関し必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年8月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年1月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。